

## 嘉右衛門町重伝建地区味噌工場跡地保存活用計画の策定について

### 1. 計画策定の目的

嘉右衛門町重伝建地区の拠点施設として整備を図るため取得した味噌工場跡地について、施設整備に先立ち、敷地内の伝統的建造物の保存方針や重伝建地区の拠点施設としての活用方針、更には敷地全体のゾーニングやデザイン等を定めるため、『嘉右衛門町重伝建地区味噌工場跡地保存活用計画』を策定するものである。

### 2. 策定年度

平成29年度

### 3. 計画の方針

伝建制度の本旨である『伝統的建造物の保存及び活用』を念頭に、歴史的町並みの保存整備を図るとともに、来訪者受入のための環境整備並びに地域の身近なまちづくりに寄与する施設整備を目指すとともに、伝建地区は災害に対し脆弱な面が多く、嘉右衛門町伝建地区のほぼ中心に位置する当該施設は、地区の防災拠点としても位置付ける構想である。

従って、当該拠点施設は、『観光拠点』『地域まちづくりの拠点』『地区防災の拠点』の3つの機能を柱に、各種データやニーズ予測に基づく集客戦略性等も検討した上で、地元や関係団体等の意見も反映した“利活用”を図るとともに、従来の公共施設の概念に捕らわれず、敷地内に数多く残る伝統的建造物の織り成すレトロ感を最大限活かすことをコンセプトに、人々が訪れたいくなる様な施設デザインを描くこととする。

なお、様々な要因を複合的かつ一元的に捉え、施設の“プロデュース”を行い、貴重な資源の有効活用を図ることで、今後の歴史的町並み整備に波及して行くものであることから、当該計画策定を機に、嘉右衛門町重伝建地区整備のランドデザインも検証して参りたい考えである。

#### 【伝建地区拠点施設 拠点機能イメージ】

観光拠点	ガイドンスセンター、トイレ、休憩施設 他
地域まちづくりの拠点	集会スペース、貸館スペース 他
地区防災の拠点	火災消火機器倉庫、貯水タンク、防災倉庫 他

#### 4. 計画の内容

##### (1) グランドデザイン

- ・ 栃木市における嘉右衛門町重伝建地区の位置付け及び戦略
- ・ 嘉右衛門町重伝建地区における拠点施設の位置付け及び戦略 他

##### (2) 拠点施設保存活用計画

- ・ 施設機能、利活用計画、運営業態等
- ・ ゾーニング計画、保存計画等 他

##### (3) 拠点施設整備計画

- ・ 拠点施設全体（外観）及び内観のイメージパース作成
- ・ 概算事業費算出、事業計画策定 他

#### 5. 計画の策定方法

本計画は、以下の策定体制による計画（案）の協議の後、栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問及びパブリックコメント等による市民意見の聴取を経て策定する。

栃木市嘉右衛門町重伝建地区味噌工場跡地保存活用計画策定懇談会

【構成】 有識者、地元代表者、関係団体代表者等

【目的】 計画策定に係る意見聴取

栃木市嘉右衛門町重伝建地区味噌工場跡地保存活用計画庁内検討会議

【構成】 庁内関係課課長等

【役割】 計画策定に係る庁内における調査検討

栃木市嘉右衛門町重伝建地区味噌工場跡地保存活用計画庁内検討会議検討部会

【構成】 庁内関係課係長等

【役割】 検討会議に付議する事案等についての調査検討

[問合せ先]

総合政策部 蔵の街課 重伝建係：横倉

電話 0282-21-2571

## 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画の策定について

### 1. 計画策定の目的

嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区は、平成24年3月に伝統的建造物群保存地区決定し、同年7月、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されて以降、歴史的町並みの保存・整備を進めているが、地区内には古い建造物が建ち並んでおり、火災への不安を常に抱えている他、平成23年の東北地方太平洋沖地震、さらに平成27年9月には関東東北豪雨によって巴波川が氾濫するなど、多くの伝統的建造物等が被害に遭っており、災害全般に対して脆弱な面が多い。

従って、歴史的な町並みを後世に継承していくためには、建造物の保存修理と併せ、災害に対する備えを万全なものとしておく必要があり、個々の建造物を護るだけでなく災害に耐えられる地域づくりを目指し、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画を策定するものである。

### 2. 計画策定方針

策定する防災計画は、災害による伝統的建造物等の滅失を防ぐこと、並びに防災上脆弱な点が多い歴史的な町並みや建造物等によって面的被害が拡大することを抑え、総合的な防災事業の実現に向けた基本方針にするとともに、今後取り組むべき防災施策の指針とする。

また、単なる防災の計画に留めることなく、総合的なまちづくりとの連関による地域の活性化の指針とすることも視野に入れる。

### 3. 策定年度

平成29年度（平成28年度に計画策定に必要な調査を実施済み）

### 4. 計画の策定方法

本計画は、以下の策定体制に示す、庁内組織である「庁内検討会議」、「庁内検討部会」における課題の整理等、及び、外部組織である「調整会議」を設置し計画（案）の協議後、栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問を経て策定する。

（仮称）嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画策定調整会議

- ・学識経験者、地域代表者等により構成

（仮称）嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画策定庁内検討会議

- ・庁内関係課課長により構成

（仮称）嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画策定庁内検討部会

- ・庁内関係課係長により構成

[問合せ先]

総合政策部 蔵の街課 重伝建係：横倉  
電話 0282-21-2571